

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第 1 号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号ただし書中「200円」を「150円」に改める。

付則に次の見出し及び 2 項を加える。

（多機能端末機を利用することによる証明書の交付に係る事務手数料の特例）

- 3 令和 8 年 3 月 23 日から同年 5 月 31 日まで及び令和 9 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間における第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の証明に係る同条第 2 項第 2 号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「150円」とあるのは、「10円」とする。
 - 4 令和 8 年 3 月 23 日から同年 5 月 31 日まで及び令和 9 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間における別表第 1 の 1 の項の規定の適用については、同項中「220円」とあるのは、「10円」とする。
- 別表第 1 の 1 の項中「350円」を「220円」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。